

## 教職課程における「特別活動指導法」の授業実践報告

A Study on the Practice of 'Teaching Method of Extra-Curricular Activities' in Teacher Training Course in Higher Education

杉本 理\*

Osamu Sugimoto\*

### Abstract

The purpose of this paper is to report on the practice of the subject of 'teaching method of extra-curricular activities' in teacher training course in Osaka Electro-Communication University.

### 1. はじめに

本稿の目的は、教科外活動としての特別活動について、大学の教職課程に設けられた特別活動指導法での授業の実践事例について報告することにある。

近年の学校をとりまく状況の下、体験的題材を通して学び集団作りを行う特別活動の役割は重要なものであると言わざるをえない。教育職員免許法に従い、各大学の教職課程においては、「教育課程及び指導法に関する科目」の中で、特別活動指導法を設けなければならない。しかしながら、この科目の授業の実践事例の報告や検討についてはいまだ不十分に蓄積があるとは言えない。

### 2. 特別活動の目標・特質・内容

本章では、次章で大学における特別活動指導法の授業の実践事例を報告する前提として、特別活動の目標・特質・内容について確認しておきたい。

#### 2. 1 特別活動の目標

文部科学省の『学習指導要領(中学校)』は、特別活動の目標を「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」と規定している。その特別活動の目標を敷衍すると次の5つに

\* 大阪電気通信大学 非常勤講師

整理することができる。

第1番目の目標は、「望ましい集団活動の育成」である。近年、学校教育の現場では、学級崩壊・いじめ問題など様々な課題に直面している。こうした中で様々な題材を集団活動を通じて学ぶ特別活動の果たす役割は重要なものがあると言える。特別活動には学級を単位としたものや、学級や学年をこえて活動するものがある。それぞれの活動の中で、望ましい集団作りの育成を目指しているのである。

特別活動の第2番目の目標は、「個人的資質の育成」である。一人ひとりの生徒が、将来送り出される社会生活の中で、自らの目標を達成するために必要な個人的資質の育成を目指すことを目標にしているのである。この目標では、生徒の心身の調和のとれた発達、そして個性の伸長という二つの観点を重視している。変化していく現代社会の中で一人ひとりの生徒が進路を選択し、自己実現を図っていかなければならない。そうしたなかで、職業体験など、体験的に学ぶ題材をもつ特別活動は、重要な機能を果たすのである。

特別活動の3番目の目標は、「社会的資質の育成」である。すなわち、集団や社会の一員としての自覚を深め、協力してより良い生活を築いていこうとする生活態度を育てることである。このことは、一人ひとりの生徒が社会に出たときのために、自分が所属する様々な集団の社会に対して、所属感・連帯感を持ち、集団生活の向上のために積極的に努力する態度を育てることを意味する。

第4番目の目標は、「自主的・実践的な態度の育成」である。特別活動において、望ましい集団生活築くためには、一人ひとりの生徒が、協力して活動の目標を設けて計画作成を行い、自分に与えられた役割を果たすことが求められるのである。こうした活動を通じて生徒が自分の行動を深く考え、積極的に努力しようとする態度を身につけていくのである。体験的に学ぶ題材を盛り込んだ活動を通じて、自主的・実践的な態度の育成を目指すのが、第4番目の特別活動の目標である。

特別活動の第5番目の目標は「人間としてのあり方、生き方への自覚を深め自己を生かす能力の育成」である。青年期に入り、親の依存から離れ、自らの行動を自ら選択・行動したいという自立の欲求が高まる。また、将来の生き方や進路の選択について考え始める。生徒が自己の判断力を育み、主体的に物事を選択・決定して責任ある行動をとることが出来るようになることを目指すのが、第5番目の目標である<sup>(1)</sup>。

## 2. 2 特別活動の特質

次に、特別活動を指導するにあたり、踏まえておかなければならない特別活動の特質とは何かを述べる。第1番目の特質は、自主性・主体性の育成というものである。特別活動においては、生徒一人ひとりの自主性・主体性を可能な限り尊重することが求められる。第2番目の特質は、所属感・連帯感の育成である。生徒会活動・体育祭・文化祭などの集団活動を通じて、集団に対する所属感を深め、集団の教育目標を達成するために協力していく態度を育てるとというのが、指導上の特質といえるのである。

最後に、第3番目の特質としては、民主主義の実践の育成というものである。学級活動において、学級の様々な課題や学校生活の問題に対して、民主的に協議し、議論を深めていく中で、生徒の意見を集約し、課題解決の意思決定していく。こうした過程を通じて、民主主義の実践について体験的に学ぶことができるのである。これが第3番目の指導上の特質である<sup>(2)</sup>。

### 1. 3 特別活動の内容

ここまで述べてきた特別活動の目標・特質を理解した上で、次にその内容について検討したい。

『学習指導要領(中学校)』によると特別活動の内容は、3つの分野で構成されている。第1の分野が学級活動(ホームルーム活動)、第2の分野が生徒会活動、第3の分野が学校行事である。では、この3つの分野の特別活動について、そのねらいと内容について明らかにしていきたい。

第1番目の学級活動(ホームルーム活動)のねらいと内容について検証してみたい。同活動のねらいは、第1に学級や学校生活の充実と向上。第2に社会の一員としてのあり方について学ぶということ。第3に学業の充実や進路の選択。こうした3点がねらいである。学級活動(ホームルーム活動)では、こうしたねらいを踏まえて、年間の特別活動の題材が設けられ、授業が実施されることになるのである。具体的事例をあげるならば、新二年生となる生徒を対象として、4月の段階では「学級目標と組織づくり」などの題材が特別活動で考えられるのである<sup>(3)</sup>。

次に、第2番目の生徒会活動のねらいと内容についてふれてみたい。生徒会活動のねらいとしては、第1に学校生活の充実と向上を図ること。第2に生徒の諸活動についての連絡・調整を図ること。第3に学校行事への協力。こうした3点をあげることができる。生徒会活動のねらいの下、同活動を通じて、好ましい人間関係を深めることや、自主的・実践的態度を育てるなど、前述した特別活動の目標を達成することを目指すのである。組織的内容としては、全生徒により構成される最高審議機関としての生徒総会、生徒会執行部として運営にあたる生徒会役員会、生徒会活動を推進する各種の委員会があげられる。

第3番目の学校行事のねらいと内容についてみていきたい。学校行事のねらいとしては、望ましい人間関係を築くこと、集団への所属感・連帯感を深めること、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的態度を育成することがあげられる。次にその内容は、まず第1は、入学式・卒業式などの儀式的行事、次に第2には、文化祭や合唱コンクールなどの学芸的行事、第3には体育祭などの健康安全・体育的行事、第4には修学旅行や合宿研修などの宿泊的行事、そして第5には社会奉仕活動などの奉仕的行事である<sup>(4)</sup>。

## 3. 「特別活動指導法」の実践事例報告

本章では、大学の教職課程における「特別活動指導法」の授業内容について報告してみたい。報告者が担当している大阪電気通信大学の特別活動指導法には、同大学の工学部・医療福祉工学部・情報通信工学部・総合情報学部・金融経済学部の学部から受講生が参加している。受講生人数は、ここ5年間は平均100名前後で推移している。授業期間は、後期4日間15コマの集中講義の形式でおこなっている。授業時間は90分ある。

大阪電気通信大学の「特別活動指導法」では、基本的には『学習指導要領』にのっとりながら、特別活動に関する理解を深めることを目的として実施している。この特別活動指導法4日間の集中講義では、前半の授業では「特別活動とは何か」、後半においては「特別活動を指導するにあたり理解しておくべきこと」を主眼において実施している。

予め、15コマの授業内容の構成を示しておくこと、以下のようなになる。

第1章	学校教育と特別活動の意義
第2章	特別活動の形成過程
第3章	特別活動の目標・特質・内容
第4章	社会教育と特別活動
第5章	特別活動の展望と課題
第6章	特別活動の指導計画
第7章	特別活動の評価

次に、上記の授業校生の順に従って特別活動指導法の授業内容についてみていきたい。

4日間の集中講義の第1日目では、「第1章 学校教育と特別活動の意義」、「第2章 特別活動の形成過程」の授業を実施している。

「第1章 学校教育と特別活動の意義」では、まず現在の学校教育がおかれている現状について、受講生に認識してもらうことから始まる。こどもの世界の心の貧困、いじめの問題、不登校、学級崩壊、高校の中退者の問題など、学校が直面する深刻な課題について説明した上で、学校教育をめぐる現状について理解を求めていく。学校の教育目標が、「生活から様々なことを学ぶ学校、とされるなか<sup>(5)</sup>、その特別活動の意義へと授業を進めていく。学校教育において、子どもたちが、学校生活において望ましい集団活動を体験的に学び、協力して望ましい集団活動を築こうとする態度を育成するという特別活動の意義に対する理解を深めてもらう。

「第2章 特別活動の形成過程」では、戦前の課外活動に始まり、戦後の自由研究・特別教育活動、そして平成時代の特別活動にいたる歴史を説明することで、特別活動に対する理解を深める<sup>(6)</sup>。

この後、集中講義第1日目の4時間目には、受講生に対して、「中高生時代に印象に残る特別活動について」というタイトルで小レポートを提出してもらいます。この小レポートは、受講生自らが体験的に学んだ活動授業を思い出し、筆記するという作業を通じて、特別活動が果たしていた役割について理解を深めることを目的としているのである。

特別活動指導法の集中講義2日目は、「第3章 特別活動の目標・特質・内容」、「第4章 社会教育と特別活動」、「第5章 特別活動の展望と課題」を実施している。その授業の実践事例についてみていきたい。

「第3章 特別活動の目標・特質・内容」では、まずは特別活動の目標について理解を得ることを目指している。前章で言及したように、『学習指導要領』では、特別活動では「望ましい集

団活動の育成」など、5点の目標を設けている。授業では、この5点の目標について説明の上、実際の自治体の教育現場ではどのような目標を定めているのか京都市の事例を紹介している。京都市の学校教育における特別活動の目標が、「豊かな心、健やかな体」であること、さらには具体的に「いじめを許さない集団作り」、「生徒相互の絆作りと自己実現を目指す」という目標であることを説明している<sup>(7)</sup>学習指導要領」における特別活動の目標が、実際の教育現場ではどのような形で実践されているかを検証することで、受講生に対してより説得力をもたせるように工夫している。

さらに、前章で述べた指導上の特質については、「所属感・連帯感を育てる指導」の具体的事例として、神奈川県横浜市の私立の女子高校の修学旅行の事例を取り上げ、修学旅行の担当教員が創意工夫したことにより好評を博した内容について紹介している<sup>(8)</sup>。

このように、実際の教育現場で行われている授業事例を説明することにより、特別活動の特質について、受講生の理解がより深まることを目指しているのである。

続いて、「第3章 特別活動の内容」に関しては、前章で言及したとおり、学級活動（ホームルーム活動）、生徒会活動、学校行事の3つの分野で構成されることを説明する。この内容については『学習指導要領』にしたがって、受講生に対してはそのねらいと内容について説明している。

「第4章 社会教育と特別活動」では、校外で実施することが多い特別活動において、社会教育施設の活用が授業を実施する上で有効な手段であることを説明している。この観点から、受講生に対して、筆者が大谷大学博物館時代に体験した京都市における博物館・公民館などでの特別活動の授業事例を取り上げて理解を求めている。

さらに、「第5章 特別活動の展望・課題」について授業を実施する。その後、2日目の4時間目では、受講生に対して、「特別活動の目標を設けること」、「その目標を達成するための特別活動の授業内容を書くこと」という二つの主題で小レポートの提出を求めている。第1日目の小レポートをきちんと書いていれば、関連させ容易に書ける課題を設定している。。この小レポートでは、第1番目の主眼である「特別活動とは何か」を受講生がどこまで理解しているのか、この点を知ることを目的としている。

特別活動指導法の集中講義3日目、ここからは「特別活動を指導するにあたり理解しておくべきこと」という第2の主眼についての授業に入る。

「第6章 特別活動の指導計画」では、①特別活動全体の計画、②内容の年間の指導計画、③授業ごとの指導計画という、3つの次元での特別活動の指導計画について説明する<sup>(9)</sup>。(9)。この授業では、受講生に対して、特別活動の指導計画の意義・役割についての理解を深め、指導するにあたって必要な事柄を認識してもらうことを目的としている。

そのうち、①「特別活動の全体の計画」では、その必要性・役割・内容について説明した後、計画作成にあたり、教科活動との関係や道徳・生徒指導との連携を重視することや、学校の実態を反映したものにならなければならないこと、さらには各学年相互の関連を図ることなど、計画作

成にあたり留意すべきことを説明している。

②の「内容の年間の指導計画」では、学級活動を取り上げ、具体的に指導計画について説明している。この授業では、学級活動の指導目標・指導の重点を説明している。次に1年の学級活動の流れを理解してもらった上で、4月の段階での学級活動として、題材として「中学生になって（ガイダンス）」とし、指導のねらい・活動の内容・指導補助の留意点について順次授業を行う。さらに、5月段階の学級活動として、「学校図書館の利用（ガイダンス）」と「遠足の計画」を取り上げ、同様の説明をし、授業を行っている。

具体的題材を通じて、以上のような授業を実施した後に、「内容の年間の指導計画」を作成するにあたっての、留意事項・指導の方法について説明している。授業で行っている指導の方法とは、「生徒が課題意識をもち自己達成感を抱く指導」、「生徒が友達と協力して課題解決を図る場面を取り入れる」など、指導の方法を紹介して、特別活動の指導方法への理解を深めることを目指している。

第3番目の「授業ごとの指導計画」について、報告を進めていきたい。「特別活動指導法」の授業では、初めに同指導計画の意義や指導計画作成に際しての留意事項、さらには指導計画の作成方法について理解を求めている。その上で、「授業ごとの指導計画」に必ず盛り込むべき項目として、①題材、②題材設定の理由、③指導のねらい、④活動の内容（事前・活動中・事後）、⑤指導・補助の留意点、⑥評価の基準、以上の項目についてそれぞれ詳細な説明をしている。配布した「授業ごとの指導計画（筆者の作成資料）」では、題材は文化祭とし、題材設定の理由では、文化祭にあたりクラスとしてどう取り組むのかという理由を設けている。活動の分野としては、学級活動とし、指導のねらいは、文化祭とは誰のものであるかという意識をもたせるなど、いくつかを例示している。活動内容についても、文化祭準備にあたってした、「指導案」例を示している。

以上のように、特別活動を指導するにあたり理解しておかなければならない「特別活動の全体の計画」「内容の年間の指導計画」「授業ごとの指導計画」の作成の仕方について基本的なことを教えた後、特別活動の各分野について、具体的に授業計画の作成の仕方についての授業を展開していく。ここでは、学級活動・生徒会活動・学校行事の各分野における指導計画作成にあたって留意しておくべきことを説明し、それぞれ各分野の指導計画作成にあたり、①活動のねらい、②内容、④作成の方法、④評価の基準などを設定して計画を作ることを指導している。

大阪電気通信大学の「特別活動指導法」の3日目、4時間目の小レポートでは、一連の指導計画に対する受講生の理解度を確認する目的で、「教科活動に関連する題材を設けなさい」「その題材で活動するに際しての指導・補助の留意点を書きなさい」という2つの問題に対するレポート提出を求めている。

集中講義4日目では、「第7章 特別活動の評価」の授業実施後、4時間目に定期試験を行っている。試験問題は、「授業ごとの指導計画を作成しなさい」というもので、4日間にわたる「特別活動指導法」に対する受講生の授業への理解度を確認する目的で試験問題を設けている。

昨年度定期試験に参加した受講生は104名。受講生が、「授業ごとの指導計画」作成に際して

設定した題材について、選択した学級活動・生徒会活動・学校行事の各分野別を比較してみると、学校行事が6割を占めており、その中で設定された題材を見ると、体育祭などの体育的行事、合唱コンクールといった学芸的行事、修学旅行といった宿泊的行事の順に多くなっている。残りの3割の学生がクラブ活動を含めた生徒会活動を、残りの1割が学級活動を題材として選んでいる。

授業のシラバスにも記載されている通り、この授業の目的は特別活動に対する理解を受講生が深めることにある。今後とも、小レポートや試験答案の精査・分析、受講生の授業アンケート、休み時間を利用した受講生の授業への理解度の確認、他の教職課程の教員からの意見などを参考に、授業の目的達成に向けての授業づくり、改善を進めていきたい。

#### 4. おわりに

以上、本稿では、特別活動指導法の授業の実践事例の報告をしてきた。論旨が多岐にわたったので、整理しておわりとしたい。

第1章では、特別活動指導法の事例報告の前提として、特別活動を取り上げて、同活動の目標・特質・内容について検証した。その結果、同活動では5点の設定された目標の下で、3点の指導上の特質があり、学級活動（ホームルーム活動）・生徒会活動・学校行事の3分野で構成されていることを検証した。

第2章では、かかる特別活動を前提とした上で、大阪電気通信大学の特別活動指導法の授業の実践事例について報告した。授業は、『学習指導要領』にのっとりつつ、7章で構成される授業を実施していること、授業の主眼を、「特別活動とは何か」「特別活動を指導するにあたり理解しておくべきこと」の2点に置き、さらに、受講生に対して、指導計画の作成・ねらいなどその役割に対する理解を深めさせた上で、実際に指導計画を立てさせという形で、進めている。

#### 参考文献・註

- [1] 特別活動の5つの目標については、渡部邦雄『平成20年改訂特別活動』（ぎょうせい、2003年、18-23頁参照）。
- [2] 現在の『学習指導要領』では、民主主義の実践は言及されていない。しかし筆者は生徒会活動の存在意義について、民主主義の制度的根幹である三権のうち、行政と立法について体験的に学ぶものとして、生徒会役員会・生徒総会があると考えている。
- [3] 中野目直明・小川一郎『現代の特別活動』酒井書店・育英堂、2001年、63頁。
- [4] 特別活動の内容については、渡部邦雄、前掲書、32-52頁。
- [5] 中野目直明・小川一郎、前掲書、2-3頁。
- [6] 「特別活動の形成過程」の授業では、明治から平成の各時代が求めた教科外活動の目的や位置づけを整理し理解することにより、特別活動の理解が深まると考えている。
- [7] 京都市教育委員会『学校教育の重点』京都市、2011年、2-4頁。

- [8] この修学旅行を担当した社会科教員は、国立大学歴史学科大学院修了というつながりから、奈良・京都の修学旅行にあたり、出身大学などの教員や大学院生に依頼し、各班ごとに配置して専門的知見を生かしたガイドをしてもらうという方法で、修学旅行を実施した。筆者も、2001年より5年間、この修学旅行を担当した。担当の社会科教員は、より内容に富んだ修学旅行を実施することにより、参加生徒に対してより印象に残る修学旅行にすることが出来たとしている。また担当の社会科教員は、筆者に修学旅行終了後、「生徒間の連帯感と、学校に対する母校愛が生まれてくれたら」と期待を述べている。
- [9] この3つの指導計画については、中野目直明・小川一郎、前掲書、39-52頁、を参考に授業を行っている。